

全国手をつなぐ育成会連合会 災害支援基金規程

(目的)

第1条 この規程は、国内において地震、風水害、その他の災害により甚大な被害を受けた育成会会員に対する災害見舞金（激甚災害指定の場合は、指定災害に係る義援金で対応する。）および、被災地に対する支援活動に充てるため、全国手をつなぐ育成会連合会に災害支援基金（以下「基金」という。）を設置し、その管理、運営等に関する事項を定める。

(積立)

第2条 この基金は、別途定める「災害支援活動資金口座」への入金額および、「手をつなぐ」賛助会費からの1会員年間50円の寄附金等を主財源として、災害見舞金の支給および、支援活動資金として積み立てるものとする。

(管理)

第3条 この基金に属する現金は、金融機関への預金、その他安全かつ有利な方法により維持及び管理する。

(管理責任者)

第4条 この基金の管理責任者は、全国手をつなぐ育成会連合会会长とする。

(基金の所在地)

第5条 この基金は、滋賀県大津市京町4丁目3番28号滋賀県厚生会館 公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会事務局内 全国手をつなぐ育成会連合会事務所に置く。

(利子等の処理)

第6条 この基金から生ずる利子等は、基金に編入する。

(処分)

第7条 この基金は、第1条に定める目的により取り崩すものとするが、災害見舞金を受けることができる者及び災害見舞金の額は、寄附者が使途を特定するものを除き、三役の協議により決定する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

この規程は、2017年4月1日から施行する。